

## <報道発表資料>

.....  
カテゴリー:募集

令和4年5月26日

### 男性の育休取得の促進などに取り組む企業に奨励金を支給します ～取組項目により最大30万円～

埼玉県では、男性の育児休業取得や長時間労働の是正に取り組む企業に対し、無料で専門家を派遣し、対象となる取組を行った企業には最大で30万円の奨励金を支給する事業を実施します。

このたび、令和4年度の参加企業の募集を開始します。男性の育児休業取得などの取組を進める企業の応募をお待ちしております。

#### ●事業のポイント

- ・ 無料で中小企業診断士などの専門家を派遣し、働き方改革の取組を支援
- ・ 対象となる取組を行った企業に30万円又は20万円の奨励金を支給
- ・ 企業の取組内容を、働き方改革のモデルとして広く発信

→ 過去の取組企業の事例はこちら

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/hatarakikata/model.html>

#### 1 対象となる取組、奨励金、応募締切、募集企業数

※事業への参加に当たっては審査があります。

対象となる取組	奨励金	応募 締切	募集 企業数
男性の育児休業等取得促進(1か月以上) 県内の事業所に勤務する男性従業員が連続1 か月以上(週休日等を含む)の育児休業等を取得 するとともに利用拡大に向けた社内研修を実施	30 万円	12月末日	3社

対象となる取組	奨励金	応募 締切	募集 企業数
<b>男性の育児休業等取得促進（10日以上）</b> 県内の事業所に勤務する男性従業員が連続10日以上（週休日等を除く）の育児休業等を取得するとともに利用拡大に向けた社内研修を実施	20 万円	12月末日	15社
<b>長時間労働の是正</b> 取組期間（3か月間）に①～③を全て実施 ①所定外労働の平均時間数を過去2年の同時期と比較して15時間以上削減 ②各月45時間を超える所定外労働を行っている従業員がいない ③36協定において延長することができる労働時間の上限が年360時間以内		9月 末日	

## 2 募集開始日

令和4年5月26日（木）

## 3 その他

詳しくは、埼玉版働き方改革ポータルサイトを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/torikumi/review/index.html>

このほか、県では長時間労働の是正や人材確保など、企業が抱える課題の解決を支援するため、無料でアドバイザーを派遣する事業を行っております。

### 【新しい働き方推進アドバイザー派遣事業】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/hatarakikata/advisor/index.html>

## 4 お問い合わせ・お申込先

問合せ先 産業労働部 多様な働き方推進課 働き方改革・テレワーク推進担当

電話:048-830-3960 FAX:048-830-4821 E-mail:a3960-05@pref.saitama.lg.jp

申込先：株式会社TMC経営支援センター（事業受託者）

電話：048-767-6835 FAX：048-840-3024

E-mail：hatarakikata-saitama@tmc-jinji.com